

質疑に対する回答書

入札予定日	令和3年1月18日（月）
履行場所	多目的研修センター
入札件名	多目的研修センターで使用する電力の供給
発注課	農林課

標記入札件名に関する質疑について、下記のとおり回答します。

No.	質疑事項	回 答
1	<p>【入札者について】 弊社において、電力入札及び電力需給契約に関する一切の権限は営業所長が持っています。入札にかかる一切の手続きは営業所長で可能でしょうか。それとも代表取締役からの委任状が必要でしょうか。</p>	<p>可能です。落札者となった場合は、営業所長が契約の相手方となります。</p>
2	<p>【入札参加資格について】 弊社は小売電気事業者としての登録証を持っていませんが、「弊社の事業許可について」の資料を代用してよろしいでしょうか。</p>	<p>事業内容の確認ができる書類を添付してください。</p>
3	<p>【入札単価について】 電力量料金単価は、「夏季単価」（7月1日～9月30日）と「その他季単価」（夏季以外の期間）の2つを設定してもよいか。</p>	<p>単価は、月単位で設定可能です。</p>
4	<p>【契約書（案）について】 仮に弊社が落札者となった場合、契約書（案）の内容についての修正協議は可能でしょうか？具体的には以下のとおり変更が可能でしょうか？</p> <p>①第8条 指示数の読みにより → 指示数の読み又は30分値の積み上げにより</p> <p>②第10条1項 請求書を受領した日から30日 → 電気料金計算日から30日</p> <p>③第15条2項 暦日数 → 実日数</p> <p>④第17条 一般配電事業者が定める供給条件等を基に発注者と受注者が協議の上決定するものとする → 旧一般電気事業者が定める標準供給条件等による</p>	<p>契約書（案）の修正については、落札者と協議を行います。ただし、②については、現行どおりとします。</p>